

保育士修学資金貸付等事業実施要綱

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(目 的)

第1条 この要綱は、和歌山県が、和歌山県内（以下「県内」という。）における保育士の人材確保を図るため定めた「和歌山県保育士修学資金貸付等事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り扱う次の（1）から（5）の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）の実施について定めるものとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「保育士養成施設」という。）に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「保育士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

新たに保育補助者の雇上げを行う、厚生労働省が別に定める施設または事業者に対し、その雇上げにかかる費用（以下「保育補助者雇上費」という。）を貸し付ける事業

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士であって、厚生労働省が別に定める施設または事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者または保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇または育児休業から復帰する者に対し、その未就学児の保育料の一部（以下「保育料一部貸付」）を貸し付ける事業

(4) 就職準備金貸付事業

一定の経験等を有する保育士に対し、就職にかかる準備金（以下「保育士就職準備金」という。）を貸し付ける事業

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

保育所等に雇用されている保育士であって、未就学児を持ち、保育所等を利用している者で、保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者に対し、その利用料金の一部（以下「預かり支援事業利用料金一部貸付」）を貸し付ける事業

(運営委員会)

第2条 本事業の円滑な運営のため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、「保育士修学資金貸付等事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）」と称する。

3 運営委員会は、次のことについて本会会長に意見を述べるものとする。

(1) 本事業の運営の大綱に関すること

(2) 貸付けの決定に関すること

ただし、保育補助者雇上費、保育料一部貸付、保育士就職準備金及び預かり支援事業利用料金一部貸付については、本会会長が運営委員会の意見を聴かないで貸付けの決定ができるものとし、その状況を適宜運営委員会に報告するものとする。

(3) 償還金の支払免除、延滞利子の免除及び償還金の支払猶予に関すること

4 運営委員会は、委員7名以内で組織する。

(1) 運営委員会の委員は次に掲げる委員で構成し、本会会長が委嘱する。

①本会が別に実施する貸付事業の委員等、本会の実施する事業に知識・経験を有する者

②本事業に係る関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、本事業開始当初の委員の任期は、平成29年9月30日までとする。

6 運営委員会に委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。

(1) 委員長は、会務を総理する。

(2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 運営委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(1) 運営委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(2) 委員の委任状により、委任された者の出席がある場合は委員の出席とみなす。

(3) 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(4) 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(5) 審査案件により関係者の参加を求めることができる。

(6) 委員長の判断により書面表決をすることができる。この場合の議決は前各号の規定を準用する。

8 運営委員会の庶務は、本会総務・資金部において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

(事業実施細則等)

第3条 本事業の実施にかかる細則等を次のとおり定める。

(1) 貸付条件は、別紙1のとおりとする。

(2) 貸付対象は、別紙2のとおりとする。

(3) 連帯保証人の条件等は、別紙3のとおりとする。

(4) 貸付けの方法は、別紙4のとおりとする。

(5) 借入申込時の提出書類は、別紙5のとおりとする。

(6) 返還及び延滞利子の取扱いは、別紙6のとおりとする。

(7) 貸付契約の解除及び休止の取扱いは、別紙7のとおりとする。

(8) 返還債務の当然免除の取扱いは、別紙8のとおりとする。

(9) 返還債務の裁量免除の取扱いは、別紙9のとおりとする。

(10) 返還債務の履行猶予の取扱いは、別紙10のとおりとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月23日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年9月22日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年11月15日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年5月16日から施行する。
- 6 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

(別紙1)

1 貸付条件は、以下のとおりとする。

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額			貸付期間	利子	連帯保証人
保育士修学資金	保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対して貸し付ける修学資金	修学資金	50,000円	月額	保育士養成施設に在学する期間とし、上限は2年間とする。ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。 ※病気等真にやむを得ない事由で留年した期間中は、これに含める。	無利子	必要 ※借入申込者が未成年者の場合は、法定代理人
		入学準備金	200,000円	初回のみ			
		就職準備金	200,000円	最終回のみ			
		生活費加算（生活保護受給世帯または別紙2に定める生活保護世帯に準ずる世帯に属する者（以下「生活保護受給者等」という。））	下記2に定める額	月額			
保育補助者雇上費	新たに保育補助者の雇上を行う施設または事業者に対して貸し付ける保育補助者の雇上にかかる費用	保育補助者雇上費			保育補助者が保育所に勤務する期間（上限は勤務開始日から起算して3年間）	無利子	必要
		1人目雇用の場合	2,953,000円	年額			
		2人目雇用の場合※	2,215,000円	年額			
※ 借入申込日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であること。							
保育料一部貸付	未就学児を持つ保育士で保育所等に勤務する保育士に対し貸し付ける未就学児の保育料の一部	保育料の一部（半額）	27,000円	月額	未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間（上限は勤務開始日から起算して1年間）	無利子	必要 ※借入申込者が未成年者の場合は、法定代理人
就職準備金	一定の経験等を有する保育士に対して貸し付ける就職準備金	就職準備金			-	無利子	必要 ※借入申込者が未成年者の場合は、法定代理人
		下記以外の場合	200,000円	-			
		借入申込日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合	400,000円	-			
預かり支援事業利用料金一部貸付	保育所等に勤務する保育士に対し貸し付ける未就学児の預かり支援事業利用料金の一部	ファミリー・サポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他子どもの預かり支援に関する事業（以下「預かり支援事業」という。）の利用料金の一部（半額）	123,000円	年額	未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間（上限は2年間）	無利子	必要 ※借入申込者が未成年者の場合は、法定代理人

2 生活費加算の額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20～40歳	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41～59歳	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60～69歳	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

級地区分の適用については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に基づくものとする。

(別紙2-(1))

保育士修学資金の貸付対象は、以下のとおりとする。

貸付対象	
次の1から3までの要件を満たす者	
1 保育士養成施設に在学する者(和歌山県内(以下「県内」という。)に住民登録をしている者、または在学前まで県内に住民登録をされていて保育士養成施設への修学のため転居した者のいずれかに限る)	
2 保育士養成施設卒業後、次の(1)または(2)のいずれかの業務(以下「修学資金免除対象業務」という。)に従事しようとする者	
(1) 県内または東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下「被災県」という。)で次の①から⑬までのいずれかの施設または事業での業務	
① 障害児通所支援(児童発達支援または放課後等デイサービス)を行う児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設	
② 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	
③ 児童相談所の児童を一時保護する施設	
④ 保育士養成施設	
⑤ 幼稚園のうち、次に掲げるもの	
ア 預かり保育を常時実施している施設	
イ 認定こども園への移行を予定している施設	
⑥ 認定こども園	
⑦ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
⑧ 病児保育事業(県に開始届出を行ったもの)	
⑨ 放課後児童健全育成事業	
⑩ 一時預かり事業(県に開始届出を行ったもの)	
⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設	
⑫ 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの	
ア 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設	
イ 県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
ウ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
⑬ 企業主導型保育事業	
(2) 全国を区域とする以下の施設における保育士としての業務	
① 国立児童自立支援施設	
② 国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設	
③ 肢体不自由児施設「整肢療護園」	
④ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
3 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる者	
(生活費加算の貸付対象者)	
次の①または②のいずれかに該当する者	
① 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者	
② 生活保護世帯に準ずる経済状況に該当する(次のアからエまでのいずれかの措置を受けている)世帯の世帯員である者	
ア 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税	
イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免	
ウ 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免	
エ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予	

(別紙 2 - (2))

保育補助者雇上費の貸付対象は、以下のとおりとする。

貸付対象	
次のいずれかの要件を満たす県内の施設または事業者とする。	
1	新たに保育補助者の雇上げを行う次の①から④までのいずれかの施設または事業者（以下「保育補助者雇上事業者」という。）
①	保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
②	小規模保育事業を行う者（地域型保育給付費または特例地域型保育給付費の対象となる者を雇い上げる場合を除く。）
③	事業所内保育事業を行う者（地域型保育給付費または特例地域型保育給付費の対象となる者を雇い上げる場合を除く。）
④	企業主導型保育事業を行う者（企業主導型保育事業費補助金の対象となる者を雇い上げる場合を除く。）
2	既に保育補助者を雇用している場合は、上記 1 に加え、次の①から③までのいずれかの条件を満たす施設または事業者
①	保育補助者の保育士資格取得に取り組んでおり、資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画がある場合。 （保育士試験の受験科目が残り 2 科目以内である保育補助者や既に 1 年以上保育士養成施設に在学している保育補助者を雇用している場合）
②	貸付けにより保育士の給与改善など、処遇改善に取り組み、保育士及び保育補助者の数が前年同月よりそれぞれ同数以上であること。
③	保育士の平均勤続年数が 1 1 年以上であること。
保育補助者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とする。	
①	保育所または認定こども園等で通算 1 年以上保育業務に従事したことがある者
②	家庭的保育者
③	保育に関する 4 0 時間以上の実習を受けた者（勤務開始後に実習を受ける予定である者を含む。）

(別紙 2 - (3))

保育料一部貸付の貸付対象は、以下のとおりとする。

貸付対象	
次の要件を満たす者とする（保育士として週 2 0 時間以上の勤務）。	
1	次の(1)または(2)のいずれかに該当する者
(1)	未就学児を持つ保育士であって、次の①から⑭までのいずれかの施設または事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者
①	保育所
②	幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設
③	幼稚園のうち認定こども園への移行を予定している施設
④	幼保連携型認定こども園
⑤	「④」以外の認定こども園
⑥	家庭的保育事業
⑦	小規模保育事業
⑧	居宅訪問型保育事業
⑨	事業所内保育事業
⑩	病児保育事業（県に開始届出を行ったもの）
⑪	一時預かり事業（県に開始届出を行ったもの）
⑫	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
⑬	認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
⑭	企業主導型保育事業
(2)	保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇または育児休業から復帰する者
貸付けを受ける者の子どもの保育料に充当する場合のみ貸し付ける。	

(別紙2-(4))

保育士就職準備金の貸付対象は、以下のとおりとする。

貸付対象
次の1及び2の要件を満たす者とする(保育士として週20時間以上の勤務)。 ただし、別紙1の1の保育士修学資金における就職準備金の加算を受けた者を除く。
1 次の①から⑥までの施設または事業を離職した者、または当該施設または事業に勤務経験のない者
① 保育所
② 幼保連携型認定こども園
③ 家庭的保育事業
④ 小規模保育事業
⑤ 事業所内保育事業
⑥ 幼稚園
2 保育所等に新たに勤務する者
貸付けの対象経費は、保育所等への再就職にあたって必要となる次に掲げる経費とする。
① 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
② 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
③ 保育所等で使用する被服費
④ 保育所等の勤務にあたり研修を受けた際の研修費用
⑤ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
⑥ 借入申込者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
⑦ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
⑧ その他、再就職する際に必要となる経費として本会会長が適当と認める経費

(別紙2-(5))

預かり支援事業利用料金一部貸付の貸付対象は、以下のとおりとする。

貸付対象
次の要件を満たす者とする。
1 次の(1)及び(2)に該当する保育所等に雇用されている保育士
(1) 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
(2) 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者
貸付けを受ける者の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した費用に充当する場合のみ貸し付ける。

(別紙2-(6))

以下の者は、貸付対象外とする。

① 他の公的資金の借受人、また借りようとしている者がいる世帯(併用が認められているものを除く)。
② 破産申立ての準備、手続き中(特定調停、民事再生等も同じ。)、破産後免責決定を受けていない者がいる世帯。
③ 原則として、借入申込時の居住地と住民票が一致していない場合。

(別紙3)

連帯保証人の条件等

- 1 借入申込者の修学、就職及び就労継続を支援する熱意を有すること。
保育補助者雇上費においては、保育所等が取り組む保育士の勤務環境改善等を支援する熱意を有すること。
- 2 借入申込者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者または未成年後見人等）でなければならない。
ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設または自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所している児童もしくは里親またはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書により、貸付けを行うことで借入申込者の就業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 3 連帯保証人が、自己破産等、連帯保証人としての適性を失った場合は、借受人は、新たに別の連帯保証人を立てなければならない。
- 4 上記3またはその他の理由で連帯保証人を変更しようとするときは、借受人と新たに連帯保証人になろうとする者の連名による連帯保証人変更申請書を、本会会長に提出するものとする。
- 5 上記4による申請があった場合、本会会長はその内容を審査し、変更の可否を通知する。

(別紙4)

1 保育士修学資金の貸付けの方法は、以下のとおりとする。

- ① 借入申込者は、借入申込書を記入の上、別紙5に定める必要書類を添付して、本会に提出する。
- ② 生活保護世帯に属する者への生活費加算の貸付けにあたっては、本会が、当該借入申込者の居住地が所在する福祉事務所に、自立支援の効果等について意見を聴く。
- ③ 本会は、①の書類を受け付けたときは、運営委員会の意見を聴き、貸付けの可否を決定する。
- ④ 本会は、貸付けの可否を決定したときは、借入申込者に通知する。
- ⑤ 借入申込者は、借用証書を記入の上、印鑑登録証明書を添付して、本会に提出する。
- ⑥ 本会は、⑤の書類を受け付けたとき、その書類を審査し、適正と認められる場合は、借受人に貸付金を交付する。
- ⑦ 貸付金の交付方法は、口座振込みとする。
修学資金及び生活費加算は、原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付する。
入学準備金は、修学資金の初回交付時に交付する。
就職準備金は、修学資金の最終交付時に交付する。

2 保育補助者雇上費の貸付けの方法は、以下のとおりとする。

- ① 借入申込者は、借入申込書を記入の上、別紙5に定める必要書類を添付して、本会に提出する。
- ② 本会は、①の書類を受け付けたときは、別途定める方法により、貸付けの可否を決定する。
- ③ 本会は、貸付けの可否を決定したときは、借入申込者に通知する。
- ④ 借入申込者は、借用証書を記入の上、印鑑登録証明書を添付して、本会に提出する。
- ⑤ 本会は、④の書類を受け付けたとき、その書類を審査し、適正と認められる場合は、借受人に貸付金を交付する。
- ⑥ 貸付金の交付方法は、口座振込みとし、原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付する。

3 保育料一部貸付の貸付けの方法は、以下のとおりとする。

- ① 借入申込者は、借入申込書を記入の上、別紙5に定める必要書類を添付して、本会に提出する。
- ② 本会は、①の書類を受け付けたときは、別途定める方法により、貸付けの可否を決定する。
- ③ 本会は、貸付けの可否を決定したときは、借入申込者に通知する。
- ④ 借入申込者は、借用証書を記入の上、印鑑登録証明書を添付して、本会に提出する。
- ⑤ 本会は、④の書類を受け付けたとき、その書類を審査し、適正と認められる場合は、借受人に貸付金を交付する。
- ⑥ 貸付金の交付方法は、口座振込みとし、原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付する。
- ⑦ 貸付期間中において、借受人は、貸付月額の変更を申請することができる(当該申請月以降が対象)。
- ⑧ 本会は、⑦の申請を受け付けたときは、その書類を審査し、貸付月額の変更の可否を決定する。

4 保育士就職準備金の貸付けの方法は、以下のとおりとする。

- ① 借入申込者は、借入申込書を記入の上、別紙5に定める必要書類を添付して、本会に提出する。
- ② 本会は、①の書類を受け付けたときは、別途定める方法により、貸付けの可否を決定する。
- ③ 本会は、貸付けの可否を決定したときは、借入申込者に通知する。
- ④ 借入申込者は、借用証書を記入の上、印鑑登録証明書を添付して、本会に提出する。
- ⑤ 本会は、④の書類を受け付けたとき、その書類を審査し、適正と認められる場合は、借受人に貸付金を交付する。
- ⑥ 貸付金の交付方法は、口座振込みとし、原則として一括交付する。

5 預かり支援事業利用料金一部貸付の貸付けの方法は、以下のとおりとする。

- ① 借入申込者は、借入申込書を記入の上、別紙5に定める必要書類を添付して、本会に提出する。
- ② 本会は、①の書類を受け付けたときは、別途定める方法により、貸付けの可否を決定する。
- ③ 本会は、貸付けの可否を決定したときは、借入申込者に通知する。
- ④ 借入申込者は、借用証書を記入の上、印鑑登録証明書を添付して、本会に提出する。
- ⑤ 本会は、④の書類を受け付けたとき、その書類を審査し、適正と認められる場合は、借受人に貸付金を交付する。
- ⑥ 貸付金の交付方法は、口座振込みとし、原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付する。
- ⑦ 貸付期間中において、借受人は、貸付月額の変更を申請することができる(当該申請月以降が対象)。
- ⑧ 本会は、⑦の申請を受け付けたときは、その書類を審査し、貸付月額の変更の可否を決定する。
- ⑨ 貸付期間終了後、借受人は、預かり支援事業の利用実績について、本会に報告する。
- ⑩ ⑨の報告により、貸付額が利用実績を上回る場合、借受人はその差額を返還する。

(別紙5)

種別	借入申込時の提出書類
保育士修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1-1） ・借入申込者の同意書（様式2） ・借入申込者及び生計を一にする家族の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・借入申込者が属する世帯（または出身世帯）で収入がある者全員の所得証明書 ・連帯保証人の同意書（様式2） ・連帯保証人の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の所得証明書 ・その他、本会が必要と認める書類 （「中高年離職者」の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・離職票等、離職した年月日が確認できる書類 （生活費加算申請の場合） ※該当するもの一つ ・生活保護受給証明書 ・生活保護に準ずる世帯である証明 （養成施設から徴する書類） <ul style="list-style-type: none"> ・当該保育士養成施設の長の推薦書（様式3-1）
保育補助者雇上費	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1-2） ・連帯保証人の同意書（様式2） ・連帯保証人の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の所得証明書 ・保育補助者の雇用契約書の写し ・その他、本会が必要と認める書類 （新たに保育補助者を雇用する場合） ※該当するもの一つ <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書（1年以上保育業務に従事した証明） ・保育に関する40時間以上の実習を受けたことを証する書類の写し （既に保育補助者を雇用している場合） ※該当するもの一つ <ul style="list-style-type: none"> ・科目取得状況を証する書類の写しまたは在学証明書 ・現在及び前年同月の従事者数（保育士、保育補助者）が確認できる書類 ・勤務する保育士の保育士登録証の写し
保育料一部貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1-3） ・借入申込者の同意書（様式2） ・借入申込者及び生計を一にする家族の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の同意書（様式2） ・連帯保証人の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の所得証明書 ・保育士登録証の写し ・保育料の月額が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等） ・勤務する保育所等の長の推薦書（様式3-2） ・その他、本会が必要と認める書類
保育士就職準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1-4） ・借入申込者の同意書（様式2） ・借入申込者及び生計を一にする家族の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の同意書（様式2） ・連帯保証人の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の所得証明書 ・保育士登録証の写し ・勤務する保育所等の長の推薦書（様式3-3） ・その他、本会が必要と認める書類
預かり支援事業利用料金一部貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1-5） ・借入申込者の同意書（様式2） ・借入申込者及び生計を一にする家族の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の同意書（様式2） ・連帯保証人の住民票（世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要。） ・連帯保証人の所得証明書 ・保育士登録証の写し ・預かり支援事業利用計画書（様式2-9） ・保育料の月額が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等） ・預かり支援事業の利用の時間帯及び料金が確認できる書類 ・勤務する保育所等の長の推薦書（様式3-4） ・その他、本会が必要と認める書類

(別紙6)

1 次の①から⑥までのいずれかに該当する場合には、その事由が生じた月の属する月の翌月から、下記2に定める期間内に、月賦または半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

① 貸付契約が解除されたとき
② 保育士修学資金の借受人が、保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録しなかったとき
③ 借受人が、県内において返還が免除となる業務に従事しなかったとき、または保育補助者雇上費における保育補助者が県内において保育の補助等に従事しなかったとき なお、保育士資格取得者が修学資金免除対象業務に従事することができなかった場合であって、保育士養成施設卒業後1年以内に修学資金免除対象業務以外の職種に採用された者については、借受人の申請に基づき、修学資金免除対象業務に従事する意思があると認められる場合は、「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替えることができる。
④ 借受人が、県内において返還が免除となる業務に従事する意思がなくなったとき
⑤ 保育補助者雇上費における借受人が、県内において保育の補助等に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき
⑥ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還期間は、以下のとおりとする。

資金種類	返還期間の上限
保育士修学資金	① 貸付けを受けた期間(2年を超える場合は2年間)の2.5倍(生活費加算の貸付けを受けた場合は5倍)に相当する期間
	② 入学準備金及び就職準備金の貸付けを受けた場合は、上記①の期間に20か月を加える。
	③ 入学準備金または就職準備金の貸付けを受けた場合は、上記①の期間に10か月を加える。
保育補助者雇上費	貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間
保育料一部貸付	貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間
保育士就職準備金	10か月
預かり支援事業利用料金一部貸付	貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間

3 返還の手続きは、以下のとおりとする。

- ① 借受人は、返還計画書を、本会会長に提出する。
- ② 本会会長は、返還計画書を受け付けたときは、返還計画や返還金額を定め、借受人に通知する。

4 返還計画の変更手続きは、以下のとおりとする。

- ① 借受人は、返還月額等の変更を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を、本会会長に提出する。
- ② 本会会長は、申請を受け付けたときは、返還月額等変更の可否を決定し、借受人に通知する。

5 本会会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利子を徴収する。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例による。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

6 上記5の「当該返還すべき日」とは、返還期間の最終月の末日を指す。

(別紙 7)

- 1 本会会長は、貸付けの決定または交付を受けている者が、次のいずれかの項目に該当するときは、貸付契約を解除する。
 ただし、保育士修学資金の①及び④、保育料一部貸付の①及び③、保育士就職準備金の①及び③、並びに預かり支援事業の利用料金の①及び③については、当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

保育士修学資金	① 退学したとき
	② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
	③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
	④ 死亡したとき
	⑤ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
	⑥ その他本事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
保育補助者雇上費	① 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき、または新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき
	② 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるときであって、直ちに新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき
	③ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき、または新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき
	④ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
	⑤ その他本事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
保育料一部貸付	① 退職したとき
	② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
	③ 死亡したとき
	④ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
	⑤ その他本事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
保育士就職準備金	① 退職したとき
	② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
	③ 死亡したとき
	④ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
	⑤ その他本事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
預かり支援事業利用料金一部貸付	① 退職したとき
	② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
	③ 死亡したとき
	④ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
	⑤ その他本事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

- 2 本会会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

保育士修学資金	借受人が休学し、または停学の処分を受けたとき
保育補助者雇上費	保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき
保育料一部貸付	借受人が疾病その他の理由により休職したとき
預かり支援事業利用料金一部貸付	借受人が疾病その他の理由により休職したとき

- 3 上記2の場合において、これらの月の分として既に貸し付けた貸付金があるときは、その貸付金は、当該事由が解消した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けたものとみなす。

- 4 本会会長は、保育士修学資金の借受人が留年した場合であって、借受人の申請に基づき、その理由が病気等であって真にやむを得ないと認められる場合は、貸付金の返還を猶予することができる。

1 返還債務の当然免除の要件は、以下のとおりとする。

種別	返還債務の当然免除の要件
保育士 修学資金	次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき ① 借受人が、保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を行い、県内において修学資金免除対象業務に従事し、かつ、次のアからウまでのいずれかの期間、引き続き、これらの業務に従事したとき。 なお、保育士資格取得者が修学資金免除対象業務に従事することができなかつた場合であつて、保育士養成施設卒業後1年以内に修学資金免除対象業務以外の職種に採用された者については、借受人の申請に基づき、修学資金免除対象業務に従事する意思があると認められる場合は、「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替えることができる。 ア イまたはウに該当しない者が修学資金免除対象業務に従事したとき 5年 イ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域（以下、単に「過疎地域」という。）において修学資金免除対象業務に従事した場合 3年 ウ 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。以下、単に「中高年離職者」という。）が修学資金免除対象業務に従事した場合 3年 ② 借受人が、修学資金免除対象業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため修学資金免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。
保育補助者 雇上費	次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき ① 県内の保育補助者雇上事業者において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき、または当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。 ② 保育補助者が、①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務に継続して従事することができなくなったとき。
保育料 一部貸付	次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき ① 借受人が、県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き、これらの業務に従事したとき。 ② 借受人が、①に定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
保育士 就職準備金	次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき ① 借受人が、県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き、これらの業務に従事したとき。 ② 借受人が、①に定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
預かり 支援事業 利用料金 一部貸付	次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき ① 借受人が、県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き、これらの業務に従事したとき。 ② 借受人が、①に定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 返還免除申請の手続きは、以下のとおりとする。

- ① 借受人及び連帯保証人は、返還免除を申請しようとするときは、返還免除申請書及びその事由を証する書類を、本会会長に提出する。
- ② 本会会長は、申請を受け付けたときは、返還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人に通知する。

3 法人における人事異動等により、県外で返還が免除となる業務に従事した期間の取扱い

保育士修学資金、保育料の一部貸付または保育士就職準備金において、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において対象業務に従事した期間については、返還免除の要件である業務の従事期間に算入して差し支えない。

4 やむを得ない事由により返還が免除となる業務に従事できない期間が生じた場合の取扱い

対象業務に従事した後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除の要件である業務の期間には算入しないものとするが、引き続き、対象業務に従事しているものとして取り扱う。

5 業務従事期間の取扱い

(1) 計算方法

- 「5年」は、在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務従事期間が900日以上とする。
 「3年」は、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務従事期間が540日以上とする。
 「2年」は、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とする。

(別紙 9)

1 返還債務の裁量免除の要件等

次の①から④までのいずれかの要件に該当するに至った場合は、返還債務を裁量免除することができる。

要件	裁量免除の範囲	留意事項
① 死亡し、または障害により、貸付金を返還することができなくなったとき	返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部	<p>相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難である場合など、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。</p> <p>長期間所在不明等による裁量免除（②）の場合、県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。</p>
② 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	返還の債務の額の全部または一部	
③ 保育士修学資金の借受人が、県内で2年以上、修学資金免除対象業務に従事したとき	返還の債務の額の一部	
④ 保育補助者雇上費における保育補助者、保育料一部貸付、保育士就職準備金または預かり支援事業利用料金一部貸付の借受人が、県内で1年以上、返還が免除となる業務に従事したとき		

2 裁量免除の額は、以下の方法で算出する。

区分	裁量免除の額の計算方法
保育士修学資金	
① ②または③に該当しない者	<p>県内において、修学資金免除対象業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times \frac{5}{2}}$</p>
② 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において修学資金免除対象業務に従事した者	<p>県内において、修学資金免除対象業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times \frac{3}{2}}$</p>
③ 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が修学資金免除対象業務に従事した者	<p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times \frac{3}{2}}$</p>
保育補助者雇上費	<p>県内の保育補助者雇上事業者において、保育補助者が保育の補助等に従事した月数を、貸付けを受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たないときは24とする。）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times \frac{4}{3}}$</p>

保育料一部貸付	<p>県内の保育所等において児童の保護等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{24}$</p>
保育士就職準備金	<p>県内の保育所等において児童の保護等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{24}$</p>
預かり支援事業利用料金一部貸付	<p>県内の保育所等において児童の保護等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(計算式) $\text{貸付金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{24}$</p>

3 返還免除申請の手続きは、以下のとおりとする。

- ① 借受人及び連帯保証人は、返還免除を申請しようとするときは、返還免除申請書及びその事由を証する書類を、本会会長に提出する。
- ② 本会会長は、申請を受け付けたときは、返還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人に通知する。

(別紙10)

1 本会会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の①に該当する場合、その事由が継続する期間、貸付額にかかる返還債務の履行を猶予する。

① 保育士修学資金において、借受人が、貸付契約を解除された後も引き続き当該保育士養成施設に在学しているとき

2 本会会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の①または②に該当する場合、その事由が継続する期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還債務の履行を猶予できる。

① 県内において返還が免除となる業務に従事しているとき

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

3 上記1または2による貸付金の返還猶予の申請手続きは、以下のとおりとする。

① 借受人及び連帯保証人は、貸付金の返還猶予を申請しようとするときは、返還猶予申請書及びその事由を証する書類を、本会会長に提出する。

② 本会会長は、申請を受け付けたときは、返還猶予の可否を決定し、借受人及び連帯保証人に通知する。

4 保育士修学資金において、借受人が、出産または育児に伴い、現に従事している修学資金免除対象業務を休職し、または退職する場合は、次により取り扱うものとする。

① 産前産後休暇または育児休業を取得する場合

- ・ 返還猶予の「やむを得ない理由」に該当する。
- ・ 当該産前産後休暇（※1）または育児休業（※2）の期間、借受人からの申請に基づき、返還債務の履行を猶予することができる。
- ・ この場合においては、借受人は、返還猶予申請書に当該事実を証明する書類を添付して本会会長に提出すること。

(備考)

※1 産前産後休暇

労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後休暇

※2 育児休業

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業

② 就業先を退職する場合

1) 再び業務に従事する意思がある場合

ア 産前産後休暇または育児休業に相当する期間（以下「産体育休相当期間」という。）が終了した後に、業務に従事する意思がある場合は、上記1（産前産後休暇または育児休業を取得する場合）と同様に扱う。

イ 産体育休相当期間は、産前8週間及び産後1年間とする。

ウ この場合においては、産体育休相当期間を超えて業務に従事しない場合は、返還免除または猶予に該当する場合を除き、返還の手続きをとるものとし、借受人は本会会長に返還計画書を提出すること。

2) 再び業務に従事することを予定しない場合

ア 産体育休相当期間が終了した後に、業務に従事することを予定しない場合は、返還免除または猶予に該当する場合を除き、退職した時点で返還の手続きをとること。

イ この場合においては、借受人は本会会長に返還計画書を提出すること。